

初診時及び再診時の「選定療養費」に係る

重要なお知らせ

「選定療養費」制度は、医療機関の機能分担を推進することを目的（初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う）として厚生労働省により制定され、紹介状なしに受診した場合に保険適用の診療費とは別にご負担頂く制度です。

令和2年度診療報酬改定により、当院のような200床以上の地域医療支援病院では徴収が義務づけられました。

【初診時】

紹介状をお持ちでない初診患者さんのご負担頂く金額が変わります。

| | |
|----------------|----------------------|
| 令和2年3月31日(火)まで | 令和2年4月1日(水)から |
| 1,100円（税込） | 5,500円（税込） |

【再診時】

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合には、新たに下記の金額をご負担頂くことになります。

| | |
|----------------|----------------------|
| 令和2年3月31日(火)まで | 令和2年4月1日(水)から |
| なし | 2,750円（税込） |

ご不明な点等ございましたら、総合受付職員（1階）にお声掛け下さい。